

地域密着型サービス事業所 管理者様

太田市長 清水 聖義  
(長寿あんしん課)

### 業務管理体制の整備について

日頃より、本市介護保険の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備については、介護保険法第115条の32の規定により、不正行為の未然防止、利用者の保護及び介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に法令遵守等の業務管理体制の整備を義務付け、監督官庁にその事項を届け出る事とされています。

本市では、業務管理体制の整備について、下記のとおり取り扱いますので、業務管理体制届出書のご提出をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 整備すべき業務管理体制

整備すべき内容は、指定等を受けている数により、異なります。

指定等を受けている数	整備すべき内容
1～19	法令遵守責任者の選任
20～99	法令遵守責任者の選任、法令遵守規定の整備
100以上	法令遵守責任者の選任、法令遵守規定の整備、業務遂行状況の監査の定期的実施

※休止中の事業所、指定サービス等についても数えます。

※総合事業は除きます。

##### 2 届出事項

太田市ホームページ掲載の様式「業務管理体制届出書(第1号様式)」をダウンロードしてご提出ください。

- (1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- (2) 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- (3) 法令遵守規定の概要 ※指定等の数が20以上の場合
- (4) 業務執行の状況の監査の方法の概要 ※指定等の数が100以上の場合

##### 3 届出先

指定等を受けている状況により、異なります。平成30年度の介護保険制度改正に伴い、監督官庁(届出先)が変更になります。

区分	監督官庁(届出先)	備考
同一市町村にのみ事業所が所在する、地域密着型サービス事業者であって、介護予防通所介護の指定事業者である既指定事業者	県 → 市町村	介護予防通所介護廃止に伴うもの

太田市役所 長寿あんしん課  
地域支援係  
(TEL) 0276-48-1856